



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

762	指定自立支援医療機関の指定	(障害福祉課).....	1
763	〃	(〃).....	2
764	〃	(〃).....	2
765	〃	(〃).....	2
766	〃	(〃).....	2
767	〃	(〃).....	2
768	〃	(〃).....	3
769	〃	(〃).....	3
770	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課).....	3
771	保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	(〃).....	4
772	〃	(〃).....	4
773	林業種苗生産事業者の登録	(〃).....	4
774	道路の位置の指定	(都市政策課).....	5
775	和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱(平成20年和歌山県告示第1261号)の一部改正	(総務事務集中課).....	5
776	和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成24年和歌山県告示第340号)の一部改正	(〃).....	6

○ 訓令

*22 和歌山県職員服務規程の一部を改正する訓令 (人事課)..... 7

○ 監査公表

監査公表第8号	7
監査公表第9号	10
監査公表第10号	12

告 示

和歌山県告示第762号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定したので公示する。

令和元年12月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
黒江調剤薬局	海南市船尾215番地3	—	瀬野喜美	令和 元.12.1

和歌山県告示第763号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和元年12月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
あまね薬局	新宮市緑ヶ丘2丁目2-56	—	馬欠場紀子	令和 元. 12. 1

和歌山県告示第764号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和元年12月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
恵友病院	海南市船尾264-2	腎臓に関する医療	小川隆敏	令和 元. 12. 1

和歌山県告示第765号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和元年12月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
株式会社野菊	橋本市高野口町応其36	訪問看護	こもればの里訪問看護ステーション	令和 元. 12. 1

和歌山県告示第766号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和元年12月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
黒江調剤薬局	海南市船尾215番地3	—	瀬野喜美	令和 元. 12. 1

和歌山県告示第767号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の

規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和元年12月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
あまね薬局	新宮市緑ヶ丘2丁目2-56	馬欠場紀子	令和 元. 12. 1

和歌山県告示第768号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和元年12月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
あきづクリニック	田辺市秋津町189-16	小口健	令和 元. 12. 1

和歌山県告示第769号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和元年12月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
株式会社野菊	橋本市高野口町応其36	こもればの里訪問看護ステーション	令和 元. 12. 1

和歌山県告示第770号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年12月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養かん
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第771号

令和元年和歌山県告示第657号（以下「告示第657号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和元年12月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不明である通知の相手方

倉橋まさ子

藤本きくゑ

嶋トクヨ

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第657号のとおり

和歌山県告示第772号

令和元年和歌山県告示第658号（以下「告示第658号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を日高川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和元年12月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不明である通知の相手方

森民夫

田原ミヅエ

東美年子

堂代サカエ

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第658号のとおり

和歌山県告示第773号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次のとおり林業種苗生産事業者の登録をしたので、同法第16条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年12月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

登録 番号	生産事業者		生産事業の内容				事業所	
			種 穂		苗 木			
	氏名又は 名 称	住 所	採 種	精 選	幼苗の 育 成	幼苗以外の 苗木の育成	名 称	所 在 地
7907	山本竜児	田辺市古尾28-11			○		山本竜児	田辺市古尾28-11

和歌山県告示第774号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
令和元年12月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3486	岩出市中島字櫛ノ木400番4の一部、水路	和歌山市餌差町一丁目36番地 紀の国住宅株式会社 代表取締役 林博文	令和元年. 11. 29	6.00	41.57
				6.00	45.97

和歌山県告示第775号

和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年12月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱(平成20年和歌山県告示第1261号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(入札参加資格)</p> <p>第3条 入札に参加することができる者(以下「入札参加資格者」という。)は、次に掲げる条件を満たす者で、資格審査を受け、第7条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登載されているものとする。</p> <p>(1) 次のア及びイのいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア 政令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。ただし、同項第1号に該当する者であって、同項に規定する特別の理由がある場合に該当するものについては、この限りでない。</p> <p>イ 略</p> <p>(2)~(9) 略</p>	<p>(入札参加資格)</p> <p>第3条 入札に参加することができる者(以下「入札参加資格者」という。)は、次に掲げる条件を満たす者で、資格審査を受け、第7条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登載されているものとする。</p> <p>(1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア 成年被後見人</p> <p>イ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの</p> <p>ウ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの</p> <p>エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの</p> <p>オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの</p> <p>カ 破産者で復権を得ない者</p> <p>キ 略</p> <p>(2)~(9) 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和元年12月14日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱は、令和2年1月1日以降に提出された入札参加資格の審査の申請について適用し、その前日までに提出された入札参加資格の審査の申請については、なお従前の例による。

和歌山県告示第776号

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年12月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(入札参加資格)</p> <p>第3条 競争入札に参加することができる者（以下「入札参加資格者」という。）は、次に掲げる条件を満たす者で、資格審査を受け、第8条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に記載されているものとする。</p> <p>(1) 次のア及びイのいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア <u>施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。ただし、同項第1号に該当する者であって、同項に規定する特別の理由がある場合に該当するものについては、この限りでない。</u></p> <p>イ 略</p> <p>(2)～(10) 略</p>	<p>(入札参加資格)</p> <p>第3条 競争入札に参加することができる者（以下「入札参加資格者」という。）は、次に掲げる条件を満たす者で、資格審査を受け、第8条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に記載されているものとする。</p> <p>(1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア <u>成年被後見人</u></p> <p>イ <u>被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの</u></p> <p>ウ <u>民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの</u></p> <p>エ <u>民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの</u></p> <p>オ <u>営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの</u></p> <p>カ <u>破産者で復権を得ない者</u></p> <p>キ 略</p> <p>(2)～(10) 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和元年12月14日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱は、令和2年2

月1日以降に行う入札の入札参加資格の審査及びその決定の手続について適用し、その前日までに行う入札の入札参加資格の審査及びその決定の手続については、なお従前の例による。

訓 令

和歌山県訓令第22号

庁中一般
各地方機関

和歌山県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年12月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県職員服務規程の一部を改正する訓令

和歌山県職員服務規程(昭和63年和歌山県訓令第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前										
<p>(勤務時間等) 第3条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年和歌山県条例第6号。以下「勤務時間条例」という。)第3条から第6条までの規定に基づく職員の勤務時間等については、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 勤務時間は、休憩時間を除き、午前9時から午後5時45分までとする。ただし、知事が適当と認めたときは、次の表の時差勤務の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる勤務時間のおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">時差勤務の区分</td> <td style="text-align: center;">勤務時間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">時差勤務 A</td> <td style="text-align: center;">午前8時から午後4時45分まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">時差勤務 B</td> <td style="text-align: center;">午前8時30分から午後5時15分まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">時差勤務 C</td> <td style="text-align: center;">午前9時30分から午後6時15分まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">時差勤務 D</td> <td style="text-align: center;">午前10時から午後6時45分まで</td> </tr> </table> <p>(2) 略 2～6 略</p>	時差勤務の区分	勤務時間	時差勤務 A	午前8時から午後4時45分まで	時差勤務 B	午前8時30分から午後5時15分まで	時差勤務 C	午前9時30分から午後6時15分まで	時差勤務 D	午前10時から午後6時45分まで	<p>(勤務時間等) 第3条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年和歌山県条例第6号。以下「勤務時間条例」という。)第3条から第6条までの規定に基づく職員の勤務時間等については、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 勤務時間は、休憩時間を除き、午前9時から午後5時45分までとする。ただし、知事が適当と認めたときは、午前8時から午後4時45分まで又は午前8時30分から午後5時15分までとする。</p> <p>(2) 略 2～6 略</p>
時差勤務の区分	勤務時間										
時差勤務 A	午前8時から午後4時45分まで										
時差勤務 B	午前8時30分から午後5時15分まで										
時差勤務 C	午前9時30分から午後6時15分まで										
時差勤務 D	午前10時から午後6時45分まで										

附 則

この訓令は、令和2年1月1日から施行する。

監 査 公 表

和歌山県監査公表第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により、令和元年10月1日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年12月13日

和歌山県監査委員 保田 栄 一
和歌山県監査委員 河野 ゆ う

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監査対象機関	監査実施年月日
那賀振興局	令和元年10月1日
紀北県税事務所	〃
和歌山県立仙溪学園	〃
和歌山県立高等看護学院	〃
和歌山県立粉河高等学校	〃
和歌山県立貴志川高等学校	〃
和歌山県立那賀高等学校	〃
和歌山県岩出警察署	〃

2 監査の結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 那賀振興局地域振興部

平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を終えていなかったため、適正に処理されたい。

イ 那賀振興局健康福祉部

(ア) 生活保護費返還金の未収金については、平成30年度末で約264万円となっており、前年度末とほぼ同額である。

今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成30年度末で約599万円となっており、前年度末に比し約36万円増加している。

今後も、新規未収金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、適時に連帯保証人や連帯借受人などを交えた協議の場を持つなど、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(ウ) 特別障害者手当等返還金の未収金については、平成30年度末で約58万円となっており、前年度末とほぼ同額である。

今後も、文書による催告に加え、電話による催告、自宅訪問による本人面会など、適切な債権管理に努められたい。

(エ) 知的障害者福祉施設入所負担金の未収金については、平成30年度末で約22万円となっており、前年度末に比し2万円減少している。

今後も、文書による催告に加え、電話による催告、自宅訪問による本人面会など、適切な債権管理に努められたい。

(オ) 現金出納簿に記載されている受入者名及び払込者名が、収納済報告書及び現金払込書兼領収証書に記載されている者と異なっている事例があったため、適正に処理されたい。

(カ) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったため、適正に処理されたい。

ウ 那賀振興局農林水産振興部

物品調達伺いにおいて、決裁がなされていない事例があったため、適正に処理されたい。

エ 那賀振興局建設部

(ア) 道路及び河川占用に係る使用料において、納期限から20日経過後も督促状を発していない事例

があったので、適正に処理されたい。

- (イ) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。
- (ウ) 道路改良工事において、軽易な変更でない工事の設計変更を工期末に行っている事例があったので、適正に処理されたい。

オ 紀北県税事務所

- (ア) 県税の未収金については、滞納整理に努力されているところであり、収入率は97.8%と前年度末に比し0.4ポイント上昇しており、平成30年度末の収入未済額も約1億7,264万円と、約3,485万円減少している。

しかしながら、個人県民税の収入未済額は、県税全体の収入未済額の86%を占めていることから、管内市町への職員派遣や地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続実施するとともに、事務所の滞納整理の方針に従いその強化を図り、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。

また、延滞金の収入未済についても、適切な債権管理により、収入未済額の縮減に努められたい。

- (イ) 承継による取得に対する不動産取得税について、課税に関する調査を終えていない件数が301件となっており、前年度末に比し99件増加している。

今後、早急に各事案の状況を把握し、課税の可否の決定等をされたい。

カ 和歌山県立仙溪学園

- (ア) 消耗品の納品において、当日不在の職員が納品検査を行っている事例があったので、適正に処理されたい。
- (イ) 郵便切手類使用簿において、4月1日及び四半期ごとの現物確認が複数職員により行われていない事例があったので、適正に処理されたい。
- (ウ) ETCカード使用承認・使用管理簿において、返却の確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。
- (エ) 自動車等使用台帳において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

(1) 車両管理者等の確認がなされていない。

(2) 総走行距離の欄に記載がなされていない。

- (オ) 支出負担行為の決裁において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

キ 和歌山県立高等看護学院

- (ア) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を終えていなかったため、適正に処理されたい。
- (イ) 県証紙の売りさばき状況について、証紙受払月計表を備えていなかったため、適正に処理されたい。

ク 和歌山県立貴志川高等学校

- (ア) 現金払込書の払込者名が、払込日当日不在の者となっている事例があったので、適正に処理されたい。
- (イ) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を終えていなかったため、適正に処理されたい。

ケ 和歌山県立那賀高等学校

不用物品の処分において、産業廃棄物として適切に処理されていない事例があったので、適正に処理されたい。

コ 和歌山県岩出警察署

損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

(3) 検討事項

那賀振興局建設部

廃川敷地については、平成30年度末で1件が未処理となっている。

今後も、引き続き廃川敷地の現況に応じた適正な管理に努めるとともに処分等を進められたい。

(4) 上記以外の機関においては、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

和歌山県監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、令和元年10月24日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和元年12月13日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一

和歌山県監査委員 河 野 ゆ う

和歌山県監査委員 堀 龍 雄

和歌山県監査委員 中 西 峰 雄

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監査対象機関	監査実施年月日
伊都振興局	令和元年10月24日
和歌山県農林大学校	〃
和歌山県立古佐田丘中学校・和歌山県立橋本高等学校	〃
和歌山県立紀北工業高等学校	〃
和歌山県立紀北農芸高等学校	〃
和歌山県立笠田高等学校	〃
和歌山県立伊都中央高等学校	〃
和歌山県立きのかわ支援学校	〃
和歌山県橋本警察署	〃
和歌山県かつらぎ警察署	〃

2 監査の結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 伊都振興局地域振興部

(ア) 前渡資金受払計算書が作成されていない事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 伊都総合庁舎空調設備修繕業務について、契約保証金が不足していたので、適正に処理されたい。

(ウ) 地域・ひと・まちづくり補助事業において、実績報告書等の審査が不十分な事例があったので、適正に処理されたい。

イ 伊都振興局健康福祉部

(ア) 生活保護費返還金の未収金については、平成30年度末で約752万円となっており、前年度末に比し約726万円増加している。

今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未収金について、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成30年度末で約691万円となってお

り、前年度末に比し約23万円増加している。

今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未収金について、未納者及び連帯保証人等の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(ウ) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

(エ) 生活保護費返還金に係る債権について、債権管理簿を作成していなかったので、適正に処理されたい。

ウ 伊都振興局農林水産振興部

前渡資金受払計算書が作成されていない事例があったので、適正に処理されたい。

エ 伊都振興局建設部

(ア) 工事請負契約の3割を超える増額変更において、契約保証として変更の保証証書を受領していたにもかかわらず、変更契約書の契約保証金の額を増額変更していない事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 設計変更の対象となる工種追加の指示を、決裁を受けずに行っている事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 現金払込書の払込者名が、払込日当日不在の者になっている事例があったので、適正に処理されたい。

(エ) 工事請負契約不履行に伴う違約金の未収金については、平成30年度末で約59万円となっており、前年度末と同額である。

今後も、未納者の現状を把握しながら適切な債権管理に努められたい。

オ 和歌山県農林大学校

(ア) 農林大学校における給食の実施について、食堂運営委託契約による業務分担と異なる者が食料納入業者との契約、支払及び発注業務を行っていたので、適正に処理されたい。

(イ) 自動車等使用台帳において、車両管理者の確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を終えていなかったため、適正に処理されたい。

カ 和歌山県立古佐田丘中学校・和歌山県立橋本高等学校

(ア) 自家用電気工作物保安管理業務について、契約締結前に確認すべき資料の提出を受けていなかったため、適正に処理されたい。

(イ) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

キ 和歌山県立紀北農芸高等学校

(ア) 支出負担行為の決裁において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 不用物品の処分において、産業廃棄物として適切に処理されていない事例があったので、適正に処理されたい。

ク 和歌山県立伊都中央高等学校

(ア) 自家用電気工作物保安管理業務について、契約締結前に確認すべき資料の提出を受けていなかったため、適正に処理されたい。

(イ) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を終えていなかったため、適正に処理されたい。

ケ 和歌山県立きのかわ支援学校

(ア) 児童生徒等送迎業務に関する契約について、次の不適切な事例があったので、適正に処理され

たい。

a 契約保証金の受入決定前に歳入歳出外現金提出通知書を発行していた。

b 契約保証金の受入前に契約を締結していた。

(イ) 不用物品の処分において、産業廃棄物として適切に処理されていない事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 自家用電気工作物保安管理業務について、契約締結前に確認すべき資料の提出を受けていなかったため、適正に処理されたい。

(3) 検討事項

なし

(4) 上記以外の機関においては、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

和歌山県監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、令和元年10月31日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和元年12月13日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 堀 龍 雄
 和歌山県監査委員 中 西 峰 雄

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監査対象機関	監査実施年月日
有田振興局	令和元年10月31日
紀中県税事務所	〃
和歌山県立箕島高等学校	〃
和歌山県立有田中央高等学校	〃
和歌山県立耐久高等学校	〃
和歌山県立たちばな支援学校	〃
和歌山県有田警察署	〃
和歌山県湯浅警察署	〃

2 監査の結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 有田振興局地域振興部

(ア) ETCカード使用承認・使用管理簿において、返却手続がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) レターパック使用簿について、記載誤り、検印欄への押印漏れ並びに4月1日及び四半期ごとの現物確認が複数職員により行われていなかったため、適正に処理されたい。

イ 有田振興局健康福祉部

(ア) 生活保護費返還金の未収金については、平成30年度末で約1,204万円となっており、前年度末に比し約83万円増加している。

今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未収金について、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成30年度末で約86万円となってお

り、前年度末に比し約13万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未収金について、未納者及び連帯保証人等の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(ウ) 特別障害者手当等返還金の未収金については、平成30年度末で約74万円となっており、前年度末に比し2万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(エ) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を終えていなかったため、適正に処理されたい。

ウ 有田振興局建設部

(ア) 放置船舶の処分に係る行政代執行費用の未収金については、平成30年度末で約51万円となっており、前年度末と同額である。

今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 道路改良工事において、軽易な変更でない工事の設計変更を工期末に行っている事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 砂防工事において、設計変更の対象となる工種追加の指示を、決裁を受けずに行っている事例があったので、適正に処理されたい。

エ 紀中県税事務所

(ア) 県税の未収金については、滞納整理に努力されているところであり、収入率は98.5%と前年度末に比し0.2ポイント増加し、平成30年度末の収入未済額も約8,746万円と、約793万円減少している。

しかしながら、個人県民税の収入未済額は、県税全体の収入未済額の約95%を占めていることから、管内市町への職員派遣や地方税法(昭和25年法律第226号)第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続実施するとともに、事務所の滞納整理の方針に従いその強化を図り、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。

また、延滞金の収入未済についても、適切な債権管理により、収入未済額の縮減に努められたい。

(イ) つり銭用資金の保管状況の確認に関する事務について、つり銭を保管する出納員及びその出納員の事務を補助する収納員が行っていたので、適正に処理されたい。

オ 和歌山県立有田中央高等学校

物品売買契約について、契約保証金免除申請書に契約実績として認められない契約書が添付されていたので、適正に処理されたい。

カ 和歌山県立たちばな支援学校

(ア) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を終えていなかったため、適正に処理されたい。

(イ) 複数の設備に係る法定の点検において、不適合箇所が改善されていない事例があったので、適正に処理されたい。

(3) 検討事項

なし

(4) 上記以外の機関においては、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。